

盛岡市議会議員 各位

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

石川啄木記念館の設置及び管理運営について

石川啄木記念館を管理運営している財団法人石川啄木記念館では、慢性的な入館者数の減少のほか、本年 11 月 30 日を期限とする公益法人改革における公益財団法人または一般財団法人への移行が困難であることから、同日をもっての解散、及び解散に伴う残余財産の盛岡市への寄附について理事会で同意・議決をし、昨年 11 月 16 日、盛岡市に対し、解散後の啄木記念館の管理運営を行ってほしい旨申し入れがありました。

市としては、先人ブランドである石川啄木を引き続き顕彰していくため、この申し入れを受けるとし、本年 12 月 1 日から市の施設として管理運営するため、盛岡市石川啄木記念館条例の制定に向け、準備を進めているところであります。玉山区内への公の施設の設置及び管理運営に関する事項は、地方自治法 202 条の 7 第 2 項及び地域自治区の設置等に関する協議書 9 により、あらかじめ玉山区地域協議会の意見を聴かなければならないこととされております。詳細は 1 月 31 日に開催される玉山区地域協議会の結果を踏まえ、2 月 15 日開催予定の市議会全員協議会でご説明いたします。

また、条例の内容については、検討段階のものでありますことをご了承願います。

記

1 諮問事項（件名）

盛岡市石川啄木記念館条例の制定について

2 諮問内容

石川啄木記念館を運営する財団法人石川啄木記念館は、平成 24 年 9 月 24 日開催された同財団の理事会において、「解散、残余財産の処分」について議決をし、残余財産について市へ寄附したいとの申し入れが 11 月 16 日にあったことから、それを受入れるものとし、平成 25 年 12 月 1 日に市の施設として開館するため、盛岡市石川啄木記念館条例を制定すること

3 盛岡市石川啄木記念館条例の制定について

(1) 制定の趣旨

石川啄木に関する資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うため、石川啄木記念館を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

(2) 条例の内容

- ① 名 称 石川啄木記念館
- ② 位 置 盛岡市玉山区洪民字洪民9番地
- ③ 管理運営 指定管理者に行わせるものとする。(利用料金制は採用しない。)
- ④ 入 館 料 入館者から次表の入館料を徴収する。

区 分	個人入館料	団体入館料
一般	300円 (現行450円)	240円 (現行360円)
高等学校生徒	200円 (現行320円)	160円 (現行250円)
中学校生徒及び小学校児童	100円 (現行200円 小学校2年生以下は無料)	80円 (現行150円)

備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

⑤ 減免措置

次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。

イ 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が入館するとき。

ウ 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校(北陵中学校を含む。)及び小学校(月が丘小学校を含む。)に就学しているものが入館するとき。

(3) 施行期日

平成25年12月1日。ただし、指定管理者の指定の手続き等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

担当：教育委員会事務局歴史文化課

田山・大沼

(電話 651-4111 内線 7350・7390)